

# 一般社団法人 全日本ジュニア体操クラブ連盟 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全日本ジュニア体操クラブ連盟 (All Japan Junior Gymnastic Federation) と称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、わが国のジュニア体操クラブの育成及び指導者の資質の向上を図り、その健全な発展と青少年に対する体操の普及を促進し、もって青少年の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジュニア体操クラブの指導者の育成
- (2) ジュニア体操クラブの指導者及びクラブ員の登録
- (3) ジュニア体操クラブの管理運営に対する指導助言
- (4) ジュニア体操クラブの普及活動
- (5) ジュニア体操選手の育成
- (6) ジュニア体操の競技会の開催
- (7) ジュニア体操の国際交流
- (8) ジュニア体操に関する調査研究
- (9) ジュニア体操に関する刊行物の発行
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会したジュニア体操クラブを管理運営する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

- 2 入会は、社員総会において定める会員規程(以下、「会員規程」という。)により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費等)

第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会員規程に基づき入会金及び会費(「以下、会費等」という。)を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会員規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費等及び賛助会費は、いかなる理由があっても返還しない。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その正会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 賛助会員が前項各号の一に該当する場合には、理事会の決議に基づき、除名することができる。

できる。この場合、その賛助会員に対し、理事会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、理事会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により、除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費等を1年以上滞納したとき。
- (2) 総正会員の同意があったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 退会したとき
- (5) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (6) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、会員資格を喪失した当該年度の会費は納付しなければならない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額又はその支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び貸借対照表及び損益計算書並びに公益目的支出計画実施報告の承認
- (5) 会員規程並びに会費等及び賛助会費の金額
- (6) 正会員の除名
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡

(10) 前各号に定めるもののほか、「一般社団・財団法人法」に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会、予算総会、臨時社員総会の3種類とする。

2 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、予算総会は、毎事業年度終了前3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判書の許可を得て、社員総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、社員総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当る。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当る多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面決議)

第 20 条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について書面をもって又は電磁的方法により議決し、又は他の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合は、その旨を付記すること。）

- (3) 審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(社員総会運営規則)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規則による。

## 第 5 章 役員

(役員の設定)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上 10名以内
  - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事、3 名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 25 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
  - 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
  - 5 代表理事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を認可行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
  - 5 専務理事に事故があるときは、あらかじめ専務理事が指名した順序により、常務理事が

その職務を代理し又はその職務を行う。

- 6 常務理事は、専務理事を補佐し、理事会で定めるところにより、日常の業務に従事し、理事会で定める事項を処理する。
- 7 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告書及び公益目的支出計画実施報告書を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを社員総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な書類があるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、その退任した役員の前任期の満了する時までとすることができる。

- 4 役員は、第 24 条 1 項に定める役員の員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 29 条 役員はいつでも社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の議決に基づいて行わなければならない。

- 2 前項の場合、決議を行う前に社員総会においてその理事又は監事に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第 30 条 理事及び監事に対して、その職務の執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第 31 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
  - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
  - 3 前 2 項の取扱いについては、第 43 条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 32 条 この法人は、役員が「一般社団・財団法人法」第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、外部役員等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。



## 第6章 理事会

### (構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
  - (6) 第32条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

### (種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第27条第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当る。

(定足数)

第 38 条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 40 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 41 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 26 条第 7 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 42 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営規則)

第 43 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第 7 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 44 条 この法人の資産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を基本財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 45 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の議決を経なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 46 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、計算書類及びこれらの附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画

の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間に限る。) (以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時社員総会において承認を得るものとする。

- 2 前項の計算書類等については、この法人は、公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでは、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に認可行政庁に提出しなければならない。
- 3 この法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。
- 4 何人も、この法人の業務時間内はいつでも、公益目的支出計画実施報告書について法令の定めるところにより閲覧の請求をすることができる。

(剰余金の分配)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

第50条 この法人が資産の借用をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第51条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規程によるものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議をもって変更することができる。

- 2 第55条に規定する残余財産の帰属に関する事項を変更したとき、又は存続期間の定めを設けたとき又はこれを変更したときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第53条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決

権の3分の2以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

- 2 この法人が合併をしたときは、法令の定めるところにより、遅滞なく認可行政庁に合併をした旨を届け出なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

- 2 この法人が解散（合併による解散を除く。）をしたときは、遅滞なく認可行政庁に届け出なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

(公益目的支出計画の変更)

第56条 公益目的支出計画の変更をしようとするときは、法令の定めるところにより、認可行政庁の認可を受けるものとする。

## 第9章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

- 第57条 この法人は、名誉会長1名、顧問若干名及び参与若干名を置くことができる
- 2 名誉会長、顧問及び参与は理事会の推薦により社員総会の議決を経て、会長が委嘱する。
  - 3 名誉会長、顧問及び参与は、重要事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるることができる。
  - 4 名誉会長、顧問及び参与の報酬は、無償とする。

## 第10章 専門委員会

(専門委員会)

- 第58条 この法人の事業を推進するために必要のあるときは、理事会はその決議により、その諮問機関として、各種の専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の委員は、実務者及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
  - 3 専門委員会の任務、組織及び運営に関する事項は、理事会の決議により別に定める。
  - 4 専門委員会の委員の報酬は、無償とする。

## 第 11 章 事務局

(設置等)

第 59 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長 1 名及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の備付等)

第 60 条 この法人の主たる事務所には、次の書類及び帳簿を備えて置かなければならない。

なお、備え置くべき期間につき法令等の定めがあるものについては、それに準拠して備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) 役員の報酬等及び費用に関する規程
- (11) 事業計画書及び収支予算書
- (12) 事業報告書及び計算書類等
- (13) 監査報告書
- (14) 許可、許認可等及び登記に関する書類
- (15) その他法令で定める書類及び帳簿

## 第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 61 条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 13 章 補則

(委任)

第 62 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は加藤精一とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。